

令和3年9月7日

部等長 各位

市長 笠井 喜久雄

令和4年度予算編成方針について（通知）

白井市財務規則第9条第1項に基づき、令和4年度の予算編成方針を下記のとおり定めたので通知する。

なお、予算要求については、部別に上限額を作成し別途通知するので、各部長は、各課の予算要求額を上限額以内とするよう責任をもって調整すること。

記

1 本市を取巻く社会状況と課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、市は、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、国の補助金や交付金を活用し、ワクチン接種などの感染症予防対策のほか、市民生活や地域経済を支援するための事業を推進してきた。

しかし、未だ新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の収束が見通せない状況であることから、市は、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を見据えた行政運営を行う必要がある。

このような社会状況のもと、市が人口減少や高齢化の進展、公共施設等の老朽化への対策などの継続的な課題を解決し、「白井をもっと豊かにし、魅力ある白井を次の世代に引き継ぐ」ためには、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、令和3年度からスタートした第5次総合計画後期基本計画に位置付けした事業については、SDGsなどの視点を取り入れるとともに、デジタル技術を活用することなどにより、着実に推進していく必要がある。

2 本市の財政状況及び財政見通し

(1) 本市の財政状況

令和2年度決算及び令和3年度予算については、新型コロナウイルス感染症に関連する市民等への給付や補助、市の物品や備品の購入など、これまでの市の支出状況と大きく異なることから、過去の予算及び決算と単純に比較することは困難だが、令和2年度決算では、市税の増加などにより実質収支は約8億2千万円の黒字となったものの、基金の取り崩し額などを考慮した実質単年度収支では、約1億9,500万円の赤字となり、基金を取り崩す状態が続いている。

また、令和2年度決算における財政の健全性を示す4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）については、いずれも早期健全化基準を下回ったものの、実質公債費比率と将来負担比率は年々増加しており、市が将来に支出すべき負担の割合が増加している。

市は、これまでも歳入に見合った各種基金の取崩しに頼らない健全な行財政運営を目指して、行政経営改革の推進と職員の意識改革に取り組んできたが、結果として、財政調整基金に依存した財政運営となっているところである。

そのため、今後の財政運営については、歳入の確保を図るとともに、これまで以上に歳入額を意識した歳出額とすることで、財政調整基金の減少を抑える必要がある。

（2）令和4年度の財政見通し

令和4年度予算における歳入は、前年度予算と比較して、一般財源である税収及び地方交付税はやや増加するものの、財政調整基金の取り崩し額を抑えることから、歳入全体では、ほぼ同額となる見込みである。

具体的には、市税のうち、法人市民税は、納税義務者当たりの課税額が増加することから増加するものの、個人市民税の納税義務者及び一人当たりの課税額が減少することから、市民税は、前年度から減少する見込みである。

一方で、固定資産税は、課税客体の増及び新たに大規模な施設の課税が見込まれることから、前年度に比べて増加を見込んでいる。

地方交付税については、算定の基礎となる国勢調査における人口が増加したことから、前年度と比較して増加を見込むとともに、地方譲与税などの国県交付金についても増加を見込んでいる。

財政調整基金の取り崩しについては、財政推計で定める約5億円とし、これらに国県交付金を加えた一般財源の額は、約150億円の見込みとなり、これに地方債や補助金等を加えた令和4年度予算の歳入総額は、約205億円を見込んでいる。

歳出については、令和4年度は、前年度に比べて、公債費や普通建設事業費の増加が見込まれることから、歳出全体で増加する見込みである。

具体的には、人件費、扶助費は、それぞれは微増し、物件費は微減するものの、公債費については、過去の施設整備のため借入した元本の償還が本格化することから増加する。

また、公園整備などに伴い、普通建設事業費が増加する見込みである。

これらのことから、歳出に要する一般財源の額は、約156億円と見込まれ、予算編成の基礎となる歳入と予算要求の基礎となる歳出で差が見込まれる。

3 予算編成の基本方針

令和4年度予算については、以下の基本方針に基づき、第5次総合計画で目指す市民一人ひとりが自分なりの幸せと健康を実感できるための施策を実現すべく編成すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下での後期基本計画事業の着実な実施

令和4年度は、第5次総合計画後期基本計画の2年目にあたることから、5年間の計画期間内で計画した成果を得るため、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、着実に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画当初の事業内容が実施できない場合は、計画予算の範囲内で実施方法を見直すなど、最大の成果を得られるよう創意工夫するとともに、事業自体を実施することが困難な場合は、予算要求の時点で事業の中止についても検討すること。

なお、計画策定当初に想定していない新たな課題が生じ、事業を追加する場合は、行政経営戦略会議に諮るなどした上で予算要求すること。

(2) 市民生活における安全・安心の確保

令和2年度に策定した国土強靱化地域計画に基づき、今後、市で発生するであろう大規模自然災害等に対して、あらかじめ準備することで、市民の安全・安心を確保するための体制整備を行うこと。

また、児童等の通学路の交通安全点検に基づいて把握した危険箇所については、令和3年度に引き続き対策を行うことで、次世代を担う子どもたちの安全を確保すること。

更に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活や教育、子育てなどにおける市民間の格差が生じることがないように、国、県それぞれの役割分担を意識した支援策を検討すること。

(3) 持続可能な行財政運営の実現

令和4年度予算については、政策的な経費を含む経常的な歳出を税収などの市の基本的な歳入の範囲内でおさめて収支を均衡させることで、持続可能な行財政の運営の実現を図ること。

そのために、令和4年度当初予算の一般会計における予算要求額については、一般財源の150億円に補助金や地方債等を加えた総額205億円を目安とする。